

開票の日時

即日開票で、7月2日(日)午後9時20分から三木勤労者体育センターで行います。

代理投票

身体障がいなどにより、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことのできない人のため、代理投票が認められています。
代理投票をされる人は、係員に申し出てください。二人の投票補助者が決めら

れ、一人が候補者の氏名を代筆し、他の一人がそれに立ち会って代理投票が行われます。なお、投票を補助した者は、その秘密を守らなければなりませんので、誰に投票したかなど、選挙人の秘密は保障されます。

点字投票

目の不自由な人は、点字により投票できます。遠慮なく係員に申し出てください。

期日前投票・不在者投票を

投票日に仕事や旅行がある人は

所までお持ちください。

※入場券はなくても投票できますが、**宣誓書の提出が必要**です。

投票日以外に投票するには次の方法があります。

- ◆ 期日前投票
- ◆ 遠隔地での不在者投票
- ◆ 船員が行う不在者投票
- ◆ 病院・老人ホーム等の施設での不在者投票
- ◆ 身体に重度の障がいのある人の不在者投票

期日前投票

入場券が届いている時は、持参してください。

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭等により投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。入場券の裏面の「宣誓書」に必要事項を記入して投票

期日前投票は、選挙当日投票所において投票するのが原則ですが、投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務のため投票できない人は、期日前投票・不在者投票をすることができます。

期日前投票ができる期日・場所

- 期間** 【知事選挙】6月16日(金)～7月1日(土)
【市長選挙】6月26日(月)～7月1日(土)
- 時間** 午前8時30分～午後8時まで
- 場所** ・三木市役所5階中会議室
・三木市吉川支所多目的室

不在者投票ができる場所

場所 三木市役所5階選挙管理委員会

不在者投票

- 仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。
- 指定病院等に入院等している場合などは、その施設内で不在者投票ができます。できない施設もありますので、施設にお尋ねください。
- 投票方法は主に次の方法があります。

遠隔地での不在者投票(長期出張・不在など)

選挙期間中に遠隔地に滞在しており、選挙人名簿に登録されている三木市で期日前投票をすることができない場合には、滞在先の市区町村選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

ファックスや電子メールでの請求はできません。

「手続きの方法」

- 選挙人名簿に登録されている三木市の選挙管理委員会に、「不在者投票請求書兼宣誓書」に自書により必要事項を記入して、投票用紙を請求してください。用紙は、最寄りの市区町村選挙管理委員会にもあります。請求は公示日以前でもかまいません。滞在地の住所に投票用紙や関係書類が郵送されてきます。
- 開封せずにそのまま滞在先の市区町村選挙管理委

員会に持参してください。滞在先の選挙管理委員会の指示に従って投票をしてください。

※この方法で投票される場合、**投票用紙等の往復に時間を要します**ので、お早めにご手続きをください。詳しくは、選挙管理委員会にお尋ねください。

病院老人ホーム等の施設での不在者投票

病院や老人ホーム等(都道府県の選挙管理委員会が指定した施設)に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

「投票の方法」

- 施設の長に不在者投票をしたい旨を申し出てください。
- 施設の長が選挙管理委員会に、投票される入院・入所者の投票用紙等をまとめて請求します。
- 選挙管理委員会は施設の長に、投票される入院・入所者の投票用紙等をまとめて交付します。
- 施設内で投票します。
- 施設の長から、投票を済ませた投票用紙等を選挙管理委員会に送ります。

身体に重度の障がいのある人の不在者投票

身体に重度の障がいのある人で、その程度が「別表1」にあてはまり、自書できる人が自宅等で投票用紙に記載し、郵送することで

投票ができる制度です。なお「別表1」及び「別表2」の両方に該当する人は、あらかじめ届け出た代理記載人(選挙権のある人)に投票用紙の記載を代理してもらうことができます。(代理記載制度)

【別表1】郵便等による不在者投票ができる人

手帳の種類	障がい種別	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【別表2】郵便等による不在者投票における代理記載に該当する人

手帳の種類	障がい種別	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症～第2項症まで

投票の方法

受付・名簿対照 投票所で投票所入場券を提出してください。係員が選挙人名簿と照合し、確認の後、投票所入場券をお返しします。

市長選挙の投票 投票所入場券と引き換えに市長選挙の投票用紙を受け取り、記載場所が候補者1人の氏名を記入し、投票箱へ入れてください。

県知事選挙の投票 県知事選挙の投票用紙を受け取り、記載場所が候補者1人の氏名を記入し、投票箱へ入れてください。

